


東京都市計画防火地域及び準防火地域 [練馬区決定] (江古田南部地区地区計画関連) 総括図

凡例	
変更箇所	



変更箇所

用途地域 図の記号

用途地域	建ぺい率 (%)	建ぺい率 (制限)	高度地区	最低高度地区 (7m)	最低高度地区 (制限)	日影規制 (時間)	日影規制 (制限)
用途地域	60/300	30m ³ 低	5-3	5-3	5-3	5-3	5-3

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に關しては右表も参照して下さい。

用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

■ ■ ■	防火地域
□ □ □	準防火地域
□ □ □	防火指定なし

新たな防火規制区域

■ ■ ■	新たな防火規制区域
-------	-----------

風致地区

■ ■ ■	風致地区
-------	------

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご確認ください。
 - (1) 練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
 - (2) 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談室(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)「都市計画情報システム」で検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(等状)道路側に指定されているものでは、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、(←30m)の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

